明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務一〇）　一
〔省　令〕
○電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令（総務一一三）　三
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業八六）　七
〔告　示〕
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（総務三七四）　一五
○端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める等の件の一部を改正する件（同三七五）　一七
○電波法施行規則第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づくデジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにＰＨＳの陸上移動局が使用できない電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同三七六）　一七
○無線設備規則第四十九条の八の二第一項第一号イただし書等の規定に基づく時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局等に使用する無線設備の技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同三七七）　一八
○電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件（同三七八）　一九
○電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（同三七九）　二〇
○電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件の一部を改正する件（同三八〇）　二〇
○周波数割当計画の一部を変更する件（同三八一）　二〇
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三八八）　二一
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三八九）　二一
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件（経済産業二五六）　二二
○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件（同二五七）　二二
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
警察共済組合定款の一部変更、司法書士名簿登録等関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

府令・省令

○内閣府総務省令第十号

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）を実施するため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月十日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。